

栃木税務署・税務課からのお知らせ

◆確定申告のお知らせ

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設いたします

所 栃木商工会議所大ホール(栃木市片柳町2丁目1番46号)

日 土日祝を除く2月16日(金)～3月15日(金)

相談受付: 8時30分～16時(相談開始: 9時)

※上記期間は、栃木税務署庁舎では申告相談を行っていません。

◆確定申告会場の入場には、次の方法により発行される入場整理券が必要です。

①国税庁LINE公式アカウントを通じたオンラインでの事前発行

②各会場で当日配付

(配付状況により、16時前であっても相談受付を終了する場合がありますので、オンラインでの入場整理券の事前発行をおすすめします。)



国税庁LINE
公式アカウント



※確定申告会場では、スマホ申告を基本とした相談体制としております。

※マイナンバーカードを利用して申告する場合は、併せてパスワード(①数字4桁及び②英数字6～16桁)が分かるようにしてお越してください。

※必要書類が不足する場合には確定申告ができません。事前に国税庁HPなどで必要書類をご確認の上、お越してください。

※2月15日(木)以前は、栃木税務署庁舎内において、申告相談を行っております。

※本年より、確定申告会場においては、完成した申告書等(控)への收受日付印の押印は行いません(「申告書提出箱」のみ設置)。申告書等(控)に收受日付印の押印が必要な方は、郵便切手を貼付した返信用封筒を同封のうえ郵送で提出してください。

【郵送先: 〒328-8587 関東信越国税局業務センター栃木分室宛(住所の記載は不要)】

※栃木商工会議所への直接のお問合せはご遠慮ください。◆

◆マイナンバーカードを使って自宅からe-Taxで確定申告！

確定申告には、ご自身のスマホ・パソコンから国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用するe-Taxが便利です

確定申告期間中は、24時間いつでもご自宅からご利用ができるため、確定申告会場に出向かずに確定申告ができます。

さらに還付申告をe-Taxで申告した場合、書面での申告と比べて早く還付されます。ぜひe-Taxをご利用ください。

《確定申告などに関するお問合せ》

国税庁HP「確定申告特集」をご利用ください。

《確定申告はこちら》



作成コーナー



マイナポータル連携でさらに便利！

マイナポータル連携を利用すると、申告に必要な各種証明書等のデータを一括取得し、確定申告書の該当項目が自動入力されるため、寄附金受領証明書や医療費通知情報などを1件ずつ入力する手間が不要です。さらに、給与所得の源泉徴収票なども自動入力の対象になります。この機会にぜひマイナポータル連携のご利用をお願いします。

《マイナポータル連携
についてはこちら》



《e-Tax・作成コーナーの操作などに関するお問合せ》

「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」 ☎0570(01)5901

受付: 月～金(祝日等および12月29日～1月3日は除く)

◆もっと身近に もっと便利に スマホで申告！

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」は、ぜひスマホからご利用ください。
確定申告会場に出向かずに、ご自宅からスマホで申告をすることができます。

こんなあなたはスマホ申告専用画面で作成できます！

- 年末調整が済んでいて、医療費控除やふるさと納税などの寄附金控除の申告をする方
- 年末調整が済んでいない方
- 2か所以上の給与所得がある方
- 年金収入や副業等の雑所得がある方
- 株式等の譲渡をされた方(特定口座をお持ちの方)

青色申告決算書や収支内訳書の作成もできます！

事業所得や不動産所得がある方の青色申告書や収支内訳書もスマホ申告専用画面で作成できます。収入金額と各種必要経費を入力すると、所得金額が自動計算されるため、計算誤りの心配もありません。

また、作成した青色申告決算書等データを翌年に引き継ぐことで、翌年以降の減価償却費の計算など一定の項目の入力が省略されます。さらに、消費税の確定申告に青色申告決算書等データを利用することで、決算書等の情報が引き継がれ、一定の項目が自動入力されます。

ぜひ、スマホによる青色申告決算書や収支内訳書の作成をご検討ください。

《青色申告決算書・
収支内訳書の作成
はこちら》



作成コーナー 🔍

◆公的年金等受給者に係る確定申告不要制度について

公的年金等(その全部が源泉徴収の対象となる場合に限り)の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。
※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。
※所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除(例えば、純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要です。

令和5年分所得の申告受付

2月16日(金)から3月15日(金)の間、役場新館2階大会議室において、令和5年分所得の申告受付を行います。申告の必要がある方はご準備ください。

詳細は広報のぎ2月号でお知らせします。

問税務課 ☎(57)4122

令和6年度固定資産(償却資産)申告のお願い



町内に事業用の償却資産を所有している方は、毎年1月1日時点の償却資産所有状況を町へ申告することが義務付けられています。対象の方は1月31日(水)までに申告してください。制度の詳細は、町HPにてご確認ください。申告用紙は、税務課で取得していただくか、町HPからダウンロードしてください。

問税務課 ☎(57)4123

産前産後期間の国民健康保険税の軽減について



国民健康保険の被保険者が出産した場合、産前産後期間(出産予定月または出産月の前月から4か月間)にかかる所得割額および均等割額が減額されます。

※多胎妊娠の場合は、出産予定月または出産月の3か月前から6か月間

①令和5年11月1日以降に出産予定または出産した国民健康保険被保険者

※妊娠85日(4か月)以上の出産が対象(死産、流産、早産、人工妊娠中絶を含む)

②出産予定日の6か月前から届出できます。

税務課窓口または町HPに掲載の届出書に必要事項を記入の上、窓口または郵送にてご提出ください。

※母子健康手帳などの出産予定日または出産日が確認できる書類が必要です。

※その他詳細については町HPをご覧ください。

問税務課 ☎(57)4121